

## 春日井市道路施設アダプトプログラム活動マニュアル

### 1 活動内容について

#### (1) 収集ごみの回収について

- ① 道路清掃・草刈り活動等で収集したごみは、道路課にて回収します。支給されたごみ袋に可燃ごみと不燃ごみに分けて収集してください。
- ② 側溝清掃等による土砂は、支給された土嚢袋に入れてください。
- ③ ごみを集積後、集積場所とごみ袋の数量を道路課（85-6272）へ連絡してください。

#### (2) 情報提供について（協力依頼）

具体的な活動内容についてはアダプトプログラムに参加していただく皆様と市で協議の上決定しますが、活動範囲内において次のような箇所を発見しましたら、道路課へ連絡してください。

- ① 道路照明灯やガードレール等の道路施設及び関連施設の破損
- ② 舗装の陥没
- ③ 放置自動車・自転車、その他回収できない廃棄物

### 2 届出等必要な事項について

- ① アダプトプログラムに参加する際には、申出書と活動員名簿を提出していただきますが、活動内容や名簿等、届出内容に変更がある場合は、その都度変更書類を提出してください。
- ② アダプトプログラム実施報告書については、毎年度の活動終了後に提出してください。

### 3 ボランティア活動保険の加入について

アダプトプログラム活動員の皆様がその活動中にけがをした場合や、第三者に及ぼした傷害賠償責任を負った場合のために、「ボランティア活動保険」に加入します。活動中に事故が発生しましたら、道路課まで連絡してください。なお、市では区・町内会・自治会活動の一環として活動中に発生した事故を救済するために「自治会活動（コミュニティ）保険」とい

う保険もあり、手続き等は一括して市（市民活動推進課）がおこなっていただきます。

#### 4 活動の条件について

- ① 活動回数は、年4回以上を原則とします。ただし、活動内容等を考慮し、協議の上決定するものとします。
- ② 活動する際には、その日の気象条件に十分注意してください。特に急な雷雨や見通しの悪い時などは作業を中止してください。
- ③ 道路上での作業になりますので、交通安全には十分注意してください。特に幹線道路など、交通量の多い道路での作業は、幼児等の子供連れでの活動は行わないでください。
- ④ 子供会や学校等、児童主体での作業になる場合は、保護者や教諭などの監督のもと作業を行ってください。
- ⑤ 活動員の皆様の体調管理には十分注意してください。特に夏季においてはアスファルト上の気温が上昇するため、水分補給をこまめにするなど、熱中症対策を十分に行ってください。
- ⑥ 草刈機を使用し除草作業を行う場合は、取り扱いには十分注意して作業してください。特に人や車の通行量が多い路線や民家に隣接している箇所の草刈については、ブルーシート等を使用し石はね対策をするなど、安全対策を十分に行ってください。